

知っておきたい 国民年金のこと

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務づけられていて、受給資格を満たす人に生涯にわたって基礎年金が支給される制度です。国民年金加入中は、保険料の納付や生活環境の変化に応じた届出が必要です。今回はお得な納付方法も含めて、国民年金について紹介します。

年金の給付について詳しくは、富士年金事務所に問い合わせるか、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。



問合せ 日本年金機構 富士年金事務所(横割 3-5-33) ☎61-1900
国保年金課国民年金担当(市役所3階) ☎55-2755 ☎51-2521

！生活環境が変わったら、届出が必要です

こんなとき	届出先	必要なもの
就職したとき	勤務先	勤務先で確認
結婚し会社員などの配偶者の扶養に入るとき	配偶者の勤務先(住所や氏名を変更する場合も配偶者の勤務先に届けてください)	配偶者の勤務先で確認
退職したとき		退職した勤務先から発行される「脱退連絡票」、年金手帳等
離婚・収入増加などで配偶者の扶養から外れたとき	国保年金課(第1号被保険者資格取得の手続をします)	配偶者の勤務先から発行される「脱退連絡票」、年金手帳等
60歳未満の第3号被保険者の配偶者が65歳に達したとき		年金手帳等 ※配偶者の65歳の誕生日の前日以降に手続をしてください。
海外に転出するとき	国保年金課	年金手帳等

※海外在住で日本に住所がない期間は受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。

20歳になると国民年金に加入します

日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類(「国民年金加入のお知らせ」や「納付書」等)が届きます。加入日は20歳の誕生日の前日です。加入するための手続は不要です。

国民年金保険料は納付書を使って納めてください。金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。また、申出により口座振替やクレジットカードによる納付することもできます。保険料の納付が難しい人は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度(学生は学生納付特例制

度)をご利用ください。※会社員や公務員は、勤務先で厚生年金加入の手続をします。20歳未満でも厚生年金の制度がある会社に就職した場合、厚生年金に加入することになります。※厚生年金加入者に扶養されている配偶者は、厚生年金加入者の勤務先で国民年金加入の手続をします。

※令和4年4月から、年金手帳は「基礎年金番号通知書」に変わりました。年金の手続で必要になりますので、大切に保管してください。

便利でお得！

口座振替の前納

口座振替による納付なら毎月納めに行く手間も、納め忘れの心配もありません。

さらに口座振替で前納(まとめて前払い)すると割引額がもっとも大きくなるので大変お得です。

金融機関の窓口、または富士年金事務所でお申し込みください。

※4月分からの6か月、1年、2年前納は2月末日までに申し込む必要があります。翌月末振替や早割(当月末振替)は随時申込みができます。

※クレジットカードや納付書での前納もできます。割引額等が異なりますので日本年金機構のウェブサイトでご確認ください。



国民年金は人生のリスクに対する“備え”です

☑ 老後の“備え”【老齢基礎年金】

原則65歳から支給される年金です。保険料を納めた期間や免除を受けた期間などが10年以上ある人に支給されます。

☑ 今の“備え”【障害基礎年金】

病気やけがなどで障害が残ったときに支給される年金です。20歳前の障害についても支給の対象となります。

☑ 万一の“備え”【遺族基礎年金】

国民年金加入中または加入したことがある人が亡くなったときに、子のいる配偶者または子に支給される年金です。



年金を受け取るためには受給資格を満たす必要があります。また、上記のほかにも支給される年金や一時金があります。詳しくは、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。